

台風時避難所一覧

施設名	住所
のぞみが丘小学校	希みが丘五丁目 2-17
三国校区公民館	三沢4196-1
東野小学校	小郡2409-4
東野校区公民館	三沢83-1
大原中学校	小郡772
生涯学習センター	大板井1180-1
大崎教育集会所	稲吉1338-8
小郡交流センター	寺福童859-51
高齢者社会活動支援センター (シルバー人材センター)	福童688-1
立石校区公民館	干潟2056-1
下岩田市民館	下岩田2108-3
御原校区公民館	稲吉437-11
二タ集会所	二タ1451
宝城中学校	八坂26-1
味坂校区公民館	下西鯉坂253-1

※あらかじめ避難する場所を家族で決めておき、避難所までの避難経路や避難箇所を事前に確認しましょう

5月29日に開催された小郡市防災会議で地域防災計画を見直し、宝城中学校を台風時に開設する避難所に追加することが決まりました。そのため、台風時に開設する避難所は15箇所となります。

なお、同会議では、①災害対策本部の組織および所掌事務②災害時の配備要員③水防本部の配備体制の見直しなども行い、防災体制のさらなる充実を行いました。

台風時避難所に 宝城中学校を追加しました

問 協働推進課
防災安全係
☎72-2111内線253

Ogori News
1



全国人権擁護委員連合会長表彰を 受賞されました

人権擁護活動に尽力した柏さんと木村さんに表彰状

問 人権・同和对策課
☎72-2111内線432

Ogori News
2

人権擁護委員の柏タツ子さん(写真右)と木村喜代子さん(写真左)が、5月23日に人権擁護委員を3期9年続けられたことに對し、全国人権擁護委員連合会長表彰を受賞されました。

小郡市では、8人の人権擁護委員が委嘱されており、皆さんの人権が侵害されないように見守り、もし侵害があった場合には相談に応じ、救済を図ります。また、人権が尊重されるように日ごろから地域に密着した活動を行っています。

受賞した柏さんと木村さんは人権擁護の啓発を行うとともに「相談に来た人が安心して笑顔で帰ってもらえるように」と活動を続けてこられました。「9年間の活動の中で、大変なこともありましたが、仲間との出会いやいろんな分野を学ぶことができ、これまで委員を続けてきてよかった」と話されました。

国民健康保険の限度額適用認定証、 入院時食事療養費の減額認定証の 有効期限は7月31日まで

問 国保年金課国保係
☎ 72-2111内線424・425

限度額適用認定証や減額認定証（以下限度額証等）の有効期限は7月31日です。引き続き、限度額証等が必要な人は、更新手続きをお願いします。なお、自動で更新されませんので、ご注意ください。

受付期間

8月29日（金）まで
（土日祝日除く）

※申請日より有効期間が変わるため、受付期間内の申請をおすすめします

有効期間

申請月の初日から
※市県民税非課税世帯で長期入院
該当の適用日は申請月の翌月1
日から

○平成27年1月から70歳未満の人の自己負担限度額が変わります。詳細は、3月末に郵送した保険証に同封している「国保ガイド平成26年版」23ページをご覧ください

必要なもの

対象 小郡市国民健康保険に加入している人

※70歳以上の市県民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」が限度額証等を兼ねているため、申請は不要です

※国保税の滞納がある世帯は、限度額証等の交付が受けられない場合があります

① 印鑑

② お手持ちの限度額証等

③ 保険証

④ 高齢受給者証（70歳以上の市県民税非課税世帯の人）

⑤ 入院の事実を証明するもの（領収書など）※市県民税非課税世帯で長期入院（過去1年間に91日以上入院）した人のみ

犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付を 動物病院へ委託しています

問 生活環境課環境係 ☎ 72-2111内線152

市は、犬の新規登録の手続きと狂犬病予防注射済票の交付を以下の動物病院に委託しています。

委託している動物病院

動物病院名	住 所	電話番号
小郡じっへる犬猫病院	小郡278-10	72-2553
きのした動物病院	三国が丘四丁目78	75-0990
西岡家畜医院	井上793-1	72-2600
藤野動物病院	祇園二丁目2-1	72-8170
みくにの動物病院	三沢2438-6	75-1512
池田動物診療所	朝倉郡筑前町原地蔵1897-1	0946-21-3281
カシア動物病院	筑紫野市美しが丘北1丁目11-4	092-926-8606



鑑札と
注射済票は
首輪に着けて
ください



交付手続きに必要なもの

犬の登録および鑑札の交付手数料 3,000円（新規登録時のみ）
狂犬病予防注射済票の交付手数料 550円（毎年1回予防注射接種時）

※上記以外の動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、注射済証明証と交付手数料550円を生活環境課へ持参し、注射済票の交付を受けてください。狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の飼い主は市への犬の登録および毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります